改正前	改正後
日本社会薬学会 規約 第１章 総則 第 １ 条 本会は日本社会薬学会（Japanese Society of Social Pharmacy）と称する。 第 ２ 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。 第 ３ 条 本会は、支部設置に関する細則により、常任幹事会の議決を経て必要な地域に支部を置くことができる。 第２章 目的および事業 第 ４ 条 本会は社会薬学の研究・教育を発展させることにより、人間の生命と健康の維持・増進に寄与することを目的とする。 第 ５ 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。 １．年会、研究集会等の開催 ２．会誌「社会薬学」その他の出版物の刊行 ３．その他目的を達成するために必要な事業 第３章 会員 第 ６ 条 本会の会員は正会員、学生会員、名誉会員及び賛助会員とする。 １．正会員：本会の目的に賛同し、会費を納める者	日本社会薬学会 規約 第１章　総則 （名称） 第 １ 条 本会は日本社会薬学会（Japanese Society of Social Pharmacy）と称する。 （事務局） 第 ２ 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。 事務局長は、常任幹事から会長が指名する。 事務局長は、本会の事務処理を統括する。 （支部） 第 ３ 条 本会は、支部設置に関する細則により、幹事会の議決を経て必要な地域に支部を置くことができる。 第２章 目的および事業 （目的） 第 ４ 条 本会は医薬品をはじめとする生活関連物質と人間の健康との社会的なかかわりの中で、総合的に研究・教育を発展させることにより、人間の生命と健康の維持・増進に寄与することを目的とする。 （事業） 第 ５ 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。 １．年会、研究集会等の開催 ２．会誌「社会薬学」その他の出版物の刊行 ３．その他目的を達成するために必要な事業 第３章 会員 （種別） 第 ６ 条 本会の会員は正会員、学生会員、名誉会員及び団体会員とする。 １．正会員：本会の目的に賛同し、会費を納める者

２．学生会員：大学またはこれに準ずる学校に在籍し、本会の目的に賛同し学生会費を納める者 ３．名誉会員：本会の進歩発展のために特に功労があった者で、幹事会の推薦により、会員総会の承認を得た者。会費を納めることを要しない。 ４．賛助会員：本会の目的に賛同し、賛助会費を納め、本会の事業を後援する個人または団体。当該団体に所属する者を２０人に限り賛助会員個人会員として会費を納め登録することができる。 第 ７ 条 入会を希望する者は、常任幹事会の承認を得て会員となることができる。 第 ８ 条 本会の会員の会費は細則で定める。 第 ９ 条 会員は本会が刊行する会誌などの配布を受け、論文を発表し、年会、研究集会において研究発表をすることができる。 第１０条 会員は次の事由によって資格を喪失する。 １．退会 ２．死亡、失踪宣告 ３．除名 第１１条 退会を希望する会員は会長宛に退会届けを提出しなければならない。 第１２条 会員が次の各号のいずれかに該当	２．学生会員：大学またはこれに準ずる学校に在籍し、本会の目的に賛同し学生会費を納める者 ３．名誉会員：本会の進歩発展のために特に功労があった者で、幹事会の議を経て会長が承認した者。なお、会長は名誉会員の決定について総会で報告する ４．団体会員：本会の目的に賛同し、会費を納め、本会の事業を後援する個人または団体。当該団体に所属する者を１０人に限り団体会員個人会員として会費を納め登録することができる。 （会費） 第７条 本会の会員の会費は細則で定める。 第８条 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。 （資格） 第 ９ 条 会員は本会が刊行する会誌などの配布を受け、論文を発表し、年会、研究集会において研究発表をすることができる。 （入会） 第 １０ 条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、常任幹事会の承認を得なければならない。 （資格の喪失） 第１１条 会員は次の事由によって資格を喪失する。 １．退会の申し出 ２．死亡、失踪宣告 ３．除名 （退会） 第１２条退会を希望する会員は会長宛に退会届けを提出しなければならない。 （除名） 第１３条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは幹事会の議決を経て、会長が除名

するときは幹事会の議決を経て、会長が除名することができる。 １．会費を３年以上滞納したとき ２．本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為のあったとき 第１３条 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。 第４章 役員 第１４条 本会に次の役員を置く。 １．会長１名 ２．副会長２名（庶務担当及び学術担当） ３．幹事２０名以内、うち常任幹事６名以内 ４．監事２名 ５．年会長１名 ６．次年度年会長１名 第１５条 本会の役員は次の職務を行う。 １．会長は本会を代表し、会務を掌握する。 ２．副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。 ３．幹事は幹事会を組織し、本会の事業計画及び予算計画を立案し、運営する。 ４．常任幹事は会長を助け、庶務、財務及び出版に係る会務を分掌する。 ５．監事は本会の会計を監査し、会員総会において監査の報告を行う。 ６．年会長は年会を主宰する。 第１６条 本会の役員は次により選出又は選任する。 １．会長は幹事が互選する。 ２．副会長は幹事が互選する。 ３．幹事は幹事選出に関する細則により正会	することができる。 １．会費を２年以上滞納したとき ２．本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為のあったとき 第４章 役員 （種別） 第１４条 本会に次の役員を置く。 １．会長１名 ２．副会長２名（庶務担当及び学術担当） ３．幹事２０名以内、うち常任幹事６名以内 ４．監事２名 ５．年会長１名 ６．次年度年会長１名 （職務） 第１５条 本会の役員は次の職務を行う。 １．会長は本会を代表し、会務を掌握し、会員総会、幹事会および常任幹事会を招集する。 ２．副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。 ３．幹事は幹事会を組織し、本会の事業計画及び予算計画を立案し、運営する。 ４．常任幹事は庶務、財務及び出版に係る会務を分掌する。 ５．監事は本会の事業と会計を監査し、会員総会において監査の報告を行う。 ６．年会長は年会を主宰する。 （選出又は選任） 第１６条 本会の役員は次により選出又は選任する。 １．会長および副会長は幹事が互選する。 ２．幹事は幹事選出に関する細則により正会員の中から選出する。

員の中から選出する。 ４．常任幹事は会長が幹事の中から指名する。 ５．監事は幹事会が会員の中から選出する。 ６．次年度年会長は幹事会が推薦し、会員総会で承認を得る。 第１７条 役員の任期は次の通りとする １．会長、副会長、幹事、常任幹事、監事、の任期は、選任又は選出された日の属する年度の次年度及び次々年度の２年間とする。ただし、再任を妨げない。 ２．年会長及び次年度年会長の任期は選出された日から主宰する年会が開催された年度末までとする。 第５章 会議 第１８条 本会の会議は会員総会、常任幹事会及び幹事会とする。 １．会員総会は、毎年１回原則として年会に併せて開催するものとし、会長が召集し議長となる。なお、会長は、必要に応じて臨時の会員総会を招集できる。 ２．常任幹事会は会長、副会長、常任幹事及び事務局長により構成され、必要に応じて会長が召集し議長となる。 ３．幹事会は、会長、副会長、幹事、監事、事務局長及び各支部代表により構成され、必要に応じて会長が召集し議長となる。	３．常任幹事は会長が幹事の中から指名する。 ４．監事は幹事会が会員の中から選出する。 ５．次年度年会長は幹事会が推薦し、会員総会で承認を得る。 （任期） 第１７条 役員の任期は次の通りとする １．年会長及び次年度年会長を除く役員の任期は選任又は選出された日の属する年度の次年度及び次々年度の２年間とする。 ２．会長の再任は連続しては２期・４年までとするが、他の役員の再任は妨げない ３．年会長及び次年度年会長の任期は選出された日から主宰する年会が開催された年度末までとする。 第５章 会議および委員会 （会議） 第１８条 本会の会議は会員総会、幹事会及び常任幹事会とする。 １．会員総会は、毎年１回原則として年会に併せて開催し、会長が議長となる。 ２．臨時の会員総会は会員の三分の一以上の要請または必要に応じて会長の招集により開催する。 ３．幹事会は、会長、副会長、幹事、監事及び各支部代表により構成され、必要に応じて会長が議長となる。 ４．常任幹事会は会長、副会長及び常任幹事により構成され、必要に応じて会長が議長となる。 ５．幹事会および常任幹事会は総数の過半数

	（委任状を含む）をもって成立するものとする。
４．会員総会及び常任幹事会の議事は議長を除く出席した構成員（ただし、常任幹事会においては事務局長を除く）の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。	６．会員総会、幹事会及び常任幹事会の議事は出席した該当者の過半数でこれを決し、議長を除いて可否同数の場合は、議長がこれを決する。
５．幹事会の議事は議長を除く出席した構成員（ただし、監事及び事務局長を除く）の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。	（委員会） 第１９条１．本会に編集委員会を設置する。編集委員会は会誌「社会薬学」に関する業務を行う。 編集委員長は、会長が常任幹事から指名する。編集委員は、編集委員長が正会員から指名する。 ２．会長は必要に応じ，常任幹事会の承認を得て他に委員会を設けることができる。
第６章 財務	第６章 財務
第１９条 本会の経費は会費・寄付・その他の収入をもってこれに充てる。	（経費） 第２０条　本会の経費は会費・寄付・その他の収入をもってこれに充てる。
第２０条 会長は年１回会計報告を作成し、監事の意見をつけて会員総会の承認を得なければならない。	（会計報告） 第２１条 会長は年１回会計報告を作成し、監事の意見をつけて会員総会の承認を得なければならない。 （事業計画及び予算案） 第２２条会長は事業計画及び予算案を作成し、会員総会の承認を得なければならない。
第２１条 本会の会計年度は４月１日に始まり、翌年の３月 31 日に終了する。	（会計年度） 第２３条 本会の会計年度は４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終了する。

付則 第１条 本学会の会則を変更するためには、会員総会の承認を必要とする。 第２条 本規約は１９９９年１０月１７日から施行する。 細則 第１条 本会規約（以下「規約」という）第３条に基づき、支部設置の規定を以下のとおり定める。 １．支部は支部を設置しようとする地域に所属する正会員及び賛助会員１０名(団体)以上の賛同により設置することができる。 ２．支部を設置しようとするときは、支部設置に賛同する正会員の中から支部長を選出し、支部長は、支部設置に賛同する会員名簿を添えて事務局へ支部設置の申請を行い、常任幹事会の承認を得る。 ３．支部設置は学会ホームページにおいて会員に通知する。 ４．支部は少なくとも年１回会員による研究発表会又は講演会等を行い、会員相互の研鑽をはかる。 ５．支部長の任期は２年とし、再任を妨げない。 ６．支部長は、研究発表会又は講演会等の予告及び報告を、学会ホームページに掲載する。 第２条 規約第８条に基づき会員の会費を次のとおり定める。 １．正会員 ８，０００円（年額） ２．学生会員 ２，０００円（年額）	第７章　会則の改廃 第２４条 本学会の会則を変更するためには、会員総会の承認を必要とする。 細則 （支部） 第１条 本会規約（以下「規約」という）第３条に基づき、支部設置の規定を以下のとおり定める。 １．支部は支部を設置しようとする地域に所属する正会員及び賛助会員１０名(団体)以上の賛同により設置することができる。 ２．支部を設置しようとするときは、支部設置に賛同する正会員の中から支部長を選出し、支部長は、支部設置に賛同する会員名簿を添えて事務局へ支部設置の申請を行い、幹事会の承認を得る。 ３．支部設置は学会ホームページにおいて会員に通知する。 ４．支部は少なくとも年１回会員による研究発表会又は講演会等を行い、会員相互の研鑽をはかる。 ５．支部長の任期は２年とし、再任は連続しては２期・４年までとする。 ６．支部長は、研究発表会又は講演会等の予告及び報告を、学会ホームページに掲載する。 （会費） 第２条 規約第７条に基づき会員の会費（年額）を次のとおり定める。 １．正会員 ８，０００円 ２．学生会員 ２，０００円 ３．名誉会員は、会費を納めることを要しない。

３．賛助会員　４０，０００円（年額）ただし賛助会員個人会員の会費は１名につき年額２，０００円とする。 第３条 規約第１６条第３号に基づき幹事選出に関する規定を次のとおり定める１．幹事のうち１０名は正会員の選挙によって選出する。 ２．選挙によって選出された幹事による幹事会は、１０名以内の幹事を補充選出する。 ３．幹事の選挙にあたっては、会長は正会員の中から３名以上の選挙管理委員を指名し、幹事の選挙の運営にあたらせる。 １９９９年１０月１６日 総会で承認 ２０００年１０月２８日 総会で一部改正 ２００２年１１月　９日 総会で一部改正 ２００４年　９月１８日 総会で一部改正 ２００７年　９月１６日 総会で一部改正 ２００８年　９月　７日 総会で一部改正_	４．団体会員　４０，０００円 ただし、団体会員個人会員の会費は１名につき２，０００円とする。 （幹事選出） 第３条 規約第１６条第２号に基づき幹事選出に関する規定を次のとおり定める １．幹事のうち１０名は正会員の選挙によって選出する。 ２．選挙によって選出された幹事による幹事会は、１０名以内の幹事を補充選出する。 ３．幹事の選挙にあたっては、会長は正会員の中から３名以上の選挙管理委員を指名し、幹事の選挙の運営にあたらせる。 １９９９年１０月１６日 総会で承認 ２０００年１０月２８日 総会で一部改正 ２００２年１１月　９日 総会で一部改正 ２００４年　９月１８日 総会で一部改正 ２００７年　９月１６日 総会で一部改正 ２００８年　９月　７日 総会で一部改正 ２０１１年　９月　４日 総会で一部改正